

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年岩手県規則第88号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。